

案

自律移動支援システムに関する
情報セキュリティガイドライン

H20 年度版

平成 21 年 3 月

国土交通省政策統括官

目 次

I 基本方針	1
1. 目的	1
2. 定義	2
3. 位置づけと対象範囲	3
3. 1 位置づけ	3
3. 2 対象サービス	3
3. 3 対象とする関係者	3
4. 情報リスク対策の考え方	4
5. 管理体制の確立	4
6. 関係法令の遵守	4
7. 規定の体系	5
8. 本ガイドラインの見直し	5
II 関係者の行動基準	6
1. 場所情報コード管理センター	6
1. 1 管理対象と基本的責務	6
1. 2 実施すべき対策	6
2. 位置特定インフラ設置・管理者	7
2. 1 管理対象と基本的責務	7
2. 2 実施すべき対策	7
3. 通信ネットワーク提供者	9
3. 1 管理対象と基本的責務	9
3. 2 実施すべき対策	9
4. コンテンツ・サービス提供者	10
4. 1 管理対象と基本的責務	10
4. 2 実施すべき対策	10
5. 場所情報コード解決サービス提供者	12
5. 1 管理対象と基本的責務	12
5. 2 実施すべき対策	12
6. 端末等提供者	14
6. 1 端末等製造・販売者	14
6. 1. 1 管理対象と基本的責務	14
6. 1. 2 実施すべき対策	14
6. 2 端末等レンタル事業者	15

6. 2. 1	管理対象と基本的責務.....	15
6. 2. 2	実施すべき対策.....	15
7.	位置特定インフラ製造者.....	16
7. 1	管理対象と基本的責務.....	16
7. 2	実施すべき対策.....	16
参考資料	17
	自律移動支援プロジェクト、自律移動支援システムとは.....	17
	平成 20 年度版ガイドラインの前提条件.....	17

I 基本方針

1. 目的

自律移動支援システム（定義は後述。以下「本システム」という。）は、特定の場所に、その場所を識別するコードを付与するという基礎技術を用いて多様なサービスを提供する基盤的システムであり、社会的インフラとしての性格を有するものである。地理空間情報活用推進基本法では、「地理空間情報を活用した多様なサービスの提供が実現されることを通じて、国民の利便性の向上に寄与するもの」、「地理空間情報の活用の推進に関する施策を講ずるに当たっては、地理空間情報の流通の拡大に伴い、個人の権利利益、国の安全等が害されることのないように配慮されなければならない。」とも述べられている。そのため、情報の漏えい、滅失、き損（以下「漏えい等」という。）、不正確な情報提供や予期せぬサービスの停止等が起こった場合には、大きな社会的影響を与える懸念がある。

また、本システムは、オープンな仕様に基づく汎用性・拡張性のあるシステムであり、サービス提供に当たっては、多様な主体が関与することとなる。サービス全体のリスク軽減のためには、システムの関係者がそれぞれの立場でリスクを認識し、必要な対策を実施していくことが必要である。

このような背景を踏まえ、「自律移動支援システム情報セキュリティガイドライン」（以下「本ガイドライン」という。）は、本システムについて、関係者がとるべき情報セキュリティ、個人情報保護等の情報面についてのリスク（以下「情報リスク」という。）の対策の方針と行動基準を明確化することにより、情報リスクの軽減を図り、高齢者・障害者の利用にも配慮した利用者の保護と本システムの普及と円滑かつ健全な利用を促進することをその目的とする。

2. 定義

本ガイドラインで用いる用語の定義は次のとおりである。

用語	定義
自律移動支援システム	サービス提供のために供される情報システム総体をいう（参考資料参照）。
関係者	本ガイドラインの対象となる主体をいう。具体的には「3. 3 対象とする関係者」に示す主体を指す。
場所情報コード	特定の場所を識別するために付与される識別子をいう。
場所情報コード管理センター	場所情報コードを体系的に管理し、第三者に割り当てる主体をいう。
位置特定インフラ	場所情報コードを記録した媒体（電子タグ、赤外線マーカ、電波マーカ、QRコード等）を搭載した機器をいう。
位置特定インフラ設置・管理者	位置特定インフラを道路、建物、工作物等の特定の場所に設置し、管理する主体をいう。
通信ネットワーク提供者	本システムの提供に必要な電気通信サービスを提供する主体をいう。
コンテンツ・サービス提供者	自律移動支援システムを活用して、利用者に対して直接コンテンツ・サービスを提供する主体をいう。
場所情報コード解決サービス提供者	利用者に対して、場所情報コードを具体的な場所に関する情報に変換するサービスを提供する主体をいう。
端末等提供者	端末等製造・販売者と端末等レンタル事業者を合わせた主体をいう。
端末等製造・販売者	本システムの利用に必要な端末を製造・販売する主体をいう。
端末等レンタル事業者	本システムの利用に必要な端末を利用者に貸与する主体をいう。
位置特定インフラ製造者	位置特定インフラを製造する主体をいう。

3. 位置づけと対象範囲

3. 1 位置づけ

本ガイドラインは、巻末に添付した「参考資料」として示した内容を前提条件として、現時点で見出された本システムに関する重大な情報リスクに対して、関係者が最低限実施すべき対策を示したものである。

3. 2 対象サービス

本ガイドラインでは、以下のサービスを対象とする。

- 現在位置案内
- 施設情報提供
- 経路探索
- 移動案内
- 注意喚起
- 緊急情報

3. 3 対象とする関係者

本ガイドラインでは、以下の関係者を対象とする。

- 場所情報コード管理センター
- 位置特定インフラ設置・管理者
- 通信ネットワーク提供者
- コンテンツ・サービス提供者
- 場所情報コード解決サービス提供者
- 端末等提供者
- 位置特定インフラ製造者

4. 情報リスク対策の考え方

本システムでは、公開された仕様に基づき、多様な関係者が関与してサービスが提供される。ひとつの主体が全体を管理するということは困難であり、関係者が、それぞれの立場で適切な情報リスク対策を講ずる必要がある。

本ガイドラインでは、以下のような対策の考えをとることとする。

- 関係者は、本システムがもたらす情報リスクと自らの基本的責務を十分に認識し、必要かつ適切な対策を実施するよう努める。
- 万が一、本システムがもたらすなんらかの情報リスクが顕在化した場合には、関係者は、自らの基本的責務に沿いながら、利用者の保護を第一に優先し、対応に当たるよう努める。
- 利用者においても、本システムの利用に伴う情報リスクについて理解した上で利用することを前提とし、内部及び外部のすべての関係する者は、情報リスクの対策のすべての段階において、必要なリスクコミュニケーションに努める。
- 関係者による対策に加え、利用者の理解を深めることで、全体として可能な限りの情報リスクの対策を講ずる。

関係者は、以上の考えに立ち、本ガイドラインに示す情報リスク対策を講ずるものとする。

5. 管理体制の確立

関係者は、本システムに関連する情報リスク対策を推進・管理するための体制を確立すること。

6. 関係法令の遵守

関係者は関係する法令を遵守すること。

7. 規定の体系

本基本方針にしたがって本システムの情報リスク対策を進めるため、関係者が実施すべき行動基準について定めた「Ⅱ 関係者の行動基準」を策定する。

また、本システム固有の技術面の具体的な情報リスク対策について、別途定める「自律移動支援システムに関する技術仕様（案）」（以下「技術仕様（案）」という。）において規定する。

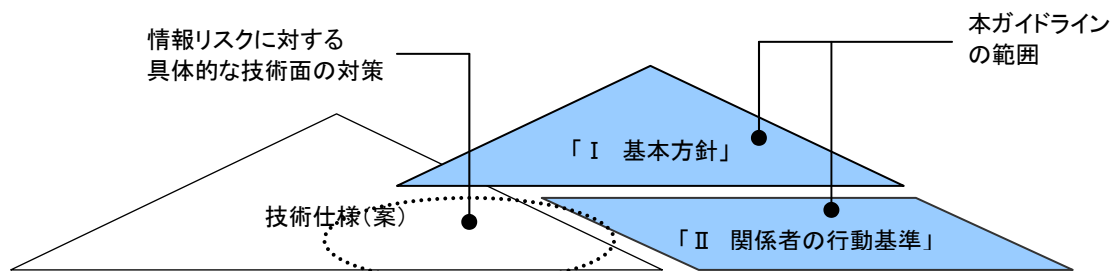


図 情報リスク対策に関する規定の体系

8. 本ガイドラインの見直し

本ガイドラインは、「3. 位置づけと対象範囲」に示したとおり、一定の前提条件に基づき、現時点で見出された本システムに関する重大な情報リスクに対して関係者が最低限実施すべき対策を示したものである。

本システムは、提供されるサービス、提供に際して採用される技術、さらにはサービスの利用のされ方についても、発展の途上にある。また、システムの円滑な普及のためにも多様な主体の参画が望まれている。

今後、利用の進展、新たな技術の採用やサービス提供、関係者の拡大に伴い新たな情報リスクが見出された場合には、本ガイドラインを常に見直すものとする。

II 関係者の行動基準

関係者が本システムに関連し、情報リスクへの対策のために実施すべき事項は以下のとおりである。

1. 場所情報コード管理センター

1. 1 管理対象と基本的責務

場所情報コード管理センターの管理対象は、自ら管理し、割り当てる場所情報コード（その管理、割り当てに必要な設備や情報資産、環境等を含む）とする。

場所情報コード管理センターは、場所情報コードの正確性確保に努めることを基本的な責務とし、そのために必要な対策を実施するものとする。

1. 2 実施すべき対策

(1) 場所情報コード管理センターが割り当てる場所情報コードは「技術仕様（案）」に基づくこと。

(2) 場所情報コード管理センターは、割り当てたコード内容と割り当て先を管理し、その一意性を保証すること。

(3) 場所情報コード管理センターは、違法行為（法令に違反したり、他人の権利を侵害したりする行為）、不当行為（国民の安全、公共の安全や秩序に対する危険を生じさせるおそれのある行為や特定の者にとって有害と受け止められる行為）を行う者またその恐れがある者に、場所情報コードを付与してはならない。付与後に判明した場合には、直ちに場所情報コードを無効とすること。そのための契約上の規則を定めること。

(4) 場所情報コード管理センターは、関係者からの通報により不正確な登録情報、違法情報または有害情報を発見した場合には、直ちに登録情報を訂正、追加、削除（以下「訂正等」という。）することに努めること。

2. 位置特定インフラ設置・管理者

2. 1 管理対象と基本的責務

位置特定インフラ設置・管理者の管理対象は、自ら設置・維持する位置特定インフラ及びそれに対応して登録するコード情報とする。

位置特定インフラ設置・管理者は、自ら設置・維持する位置特定インフラが正しくかつ確実に機能することや登録されたコード情報の正確性確保に努めることを基本的な責務とし、そのために必要な対策を実施するものとする。

2. 2 実施すべき対策

2. 2. 1 設置

(1) 位置特定インフラ設置・管理者は、違法行為、不当行為を行うことを目的として位置特定インフラを設置しないこと。

(2) 位置特定インフラ設置・管理者は、位置特定インフラの設置や移設に当たって、「技術仕様（案）」を遵守すること。

(3) 設置する位置特定インフラは、「技術仕様（案）」に準拠し、品質が確保されたものとするとし、位置特定インフラ設置・管理者は、そのことを担保するために、納入に当たって検査を実施するか、そのことを証明する書面の提出を製造者に求めること。

(4) 位置特定インフラ設置・管理者は、誤った位置特定インフラを設置しないよう、設置予定場所の確認を十分に行うこと。そのことを確実にするために実施手順を定めその遵守を図ること。

2. 2. 2 保守

(1) 位置特定インフラ設置・管理者は、位置特定インフラの保守に当たって、「技術仕様（案）」を遵守すること。

(2) 位置特定インフラ設置・管理者は、位置特定インフラの正常な動作と提供する情報の正確性を保証するため、設置された位置特定インフラの保守・点検の計画を定め、定期的の実施すること。

(3) 位置特定インフラ設置・管理者は、位置特定インフラに記録されたコード情報とデータベース等に登録されているコード情報の対応について定期的に点検すること。点検や利用者、関係者からの通報により正しくないコード情報や重複したコード情報を発見した場合には、直ちにデータベース等に登録されたコード情報もしくは位置特定インフラの記録情報を訂正等することに努めるとともに、必要に応じて情報に責任のある関係者に通知すること。

2. 2. 3 撤去

- (1) 位置特定インフラ設置・管理者は、位置特定インフラの撤去に当たって、不適切な機器が放置されたり撤去の必要のない機器が撤去されることのないよう、管理体制を明確にした上で、撤去を確実に行うこと。
- (2) 位置特定インフラ設置・管理者は、位置特定インフラを撤去する場合には、コンテンツ・サービス提供者及び場所情報コード解決サービス提供者に事前に周知を行い、撤去の事実を認知できるよう努めること。そのことを確実にするために実施手順を定めその遵守を図ること。

2. 2. 4 場所情報コード情報の提供

位置特定インフラ設置・管理者は、違法情報（法令に違反したり、他人の権利を侵害したりする情報）や有害情報（公共の安全や秩序に対する危険を生じさせるおそれのある情報や特定の者にとって有害と受け止められる情報）を提供するコンテンツ・サービス提供者及び場所情報コード解決サービス提供者に対しては、場所情報コード情報を提供しないこと。そのための契約上の規則を定めること。

3. 通信ネットワーク提供者

3. 1 管理対象と基本的責務

通信ネットワーク提供者の管理対象は、自ら提供する通信サービス（その提供に必要な設備や情報資産、環境等を含む）とする。

通信ネットワーク提供者は、自ら提供する通信サービスを確実にかつ必要な機密性を保つよう提供することに努めることを基本的な責務とし、そのために必要な対策を実施するものとする。

3. 2 実施すべき対策

(1) 通信ネットワーク提供者は、電気通信事業法に基づく電気通信事業者はもとより、自営設備によるネットワークの提供を行う場合においても、疎通障害が起これないように、以下のような基準に沿った対策を行うこと。

- ・「情報通信ネットワーク安全・信頼性対策基準」（昭和 62 年郵政省告示第 73 号）」
- ・「電気通信分野における情報セキュリティ確保に係る安全基準」（平成 18 年 9 月電気通信分野における情報セキュリティ対策協議会）

(2) 通信ネットワーク提供者は、大規模な自然災害等の緊急事態が発生した場合にも通信サービスを継続して提供できるよう、対応計画を整備、実施すること。

(3) 通信ネットワーク提供者は、利用規約や契約約款、その他のマニュアル等で、サービス利用に伴う注意点や免責事項を、リスクコミュニケーションの一貫として、利用者に十分に説明すること。

(4) 通信ネットワーク提供者は、対策の実施状況や対策の有効性について、評価（外部機関による監査の実施が望ましい）、見直しを行うこと。

4. コンテンツ・サービス提供者

4. 1 管理対象と基本的責務

コンテンツ・サービス提供者の管理対象は、自ら提供するコンテンツ・サービス（その提供に必要な設備や情報資産、環境等を含む）とする。

コンテンツ・サービス提供者は、自ら提供するコンテンツ・サービスを正しくかつ確実に、必要な機密性を保つよう提供することに努めることを基本的な責務とし、そのために必要な対策を実施するものとする。

4. 2 実施すべき対策

コンテンツ・サービス提供者は、本ガイドラインはもとより、以下のような基準に沿った対策を行うこと。

（民間セクタの場合）

- ・「情報セキュリティ管理基準」（平成 20 年改正版）（平成 20 年経済産業省告示第 246 号）

（公的セクタの場合）

- ・国：政府機関の情報セキュリティ対策の強化に関する基本方針（平成 17 年情報セキュリティ政策会議）
- ・地方公共団体：地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（平成 18 年総務省）

4. 2. 1 計画

(1) コンテンツ・サービス提供者は、サービス提供に当たり利用者保護の立場から情報リスクの分析を行い、その結果に基づき情報セキュリティポリシーや実施手順を定め、その遵守を徹底すること。

(2) コンテンツ・サービス提供者は、サービスの内容に応じて、大規模な自然災害等の緊急事態が発生した場合のサービス提供に関する対応計画を整備し、適切な対策を実施することが望ましい。

(3) コンテンツ・サービス提供者は、サービス提供が正常に実施できないことによって利用者にリスクが顕在化する場合には、サービスの内容に応じて、適切な補完的手段を講じること。

4. 2. 2 運用

(1) コンテンツ・サービス提供者は、利用者の所在場所や移動に当たっての目的地、行動履歴情報の管理には十分留意するとともに、取り扱うデータについて、不正アクセス対策、暗号化措置等の必要な漏えい等の対策を講じること。

(2) コンテンツ・サービス提供者は、不用意にサービスが停止しないよう、設備の設置環境に留意するとともに、設備のバックアップや物理的な安全対策等の適切な対策を講じることが望ましい。

(3) コンテンツ・サービス提供者は、迅速な復旧が困難な事由（一定規模以上の大規模な自然災害時の位置特定インフラの移動、損傷等）により誤ったあるいは不完全な情報提供を行うおそれがある場合には、サービスの提供範囲を限定する、サービスの提供状況や注意事項をウェブサイト等により利用者に通知する等、状況に応じて利用者のリスクの軽減に考慮した情報提供を行うこと。

(4) コンテンツ・サービス提供者は、サービスの内容に応じて、サービスの利用に支障が出る遅延が起きないように、使用するシステムやネットワークの適切な性能を確保すること。

(5) コンテンツ・サービス提供者は、蓄積、提供する情報の正確性を確保するために、誤り訂正機能の具備や定期的な人為的なチェックの実施等の対策を講じること。これらの対策や利用者、関係者からの通報により不正確な登録情報、違法情報または有害情報を発見した場合には、直ちに登録情報を訂正等することに努めるとともに、必要に応じて情報に責任のある関係者に通知すること。

(6) コンテンツ・サービス提供者は、利用規約や契約約款、その他のマニュアル等で、サービス利用に伴う注意点や免責事項を、リスクコミュニケーションの一貫として、利用者に十分に説明すること。

(7) コンテンツ・サービス提供者は、サービスの休止、停止が見込まれる場合には、ウェブサイト等により必ず利用者に事前に通知すること。そのことを確実にするために実施手順を定めその遵守を図ること。

(8) コンテンツ・サービス提供者は、位置特定インフラが撤去されて、サービスが継続提供できないことを知った場合には、ウェブサイト等によりサービスの中断を利用者に通知すること。

(9) コンテンツ・サービス提供者は、違法情報（法令に違反したり、他人の権利を侵害したりする情報）や有害情報（公共の安全や秩序に対する危険を生じさせるおそれのある情報や特定の者にとって有害と受け止められる情報）の提供や提供の媒介をしないこと。また、その発見に努め、発見した際には当該情報を除去すること。

(10) コンテンツ・サービス提供者は、個人情報の取得の際に利用目的を明示し、目的を超えた個人情報の取得・利用をしない等、個人情報の適切な取扱いに努めるよう、個人情報保護に関するガイドラインその他規範などを遵守すること。

4. 2. 3 評価・見直し

コンテンツ・サービス提供者は、情報セキュリティ対策、個人情報保護対策の有効性について、定期的に評価（外部機関による監査の実施が望ましい）、見直しを行うこと。

5. 場所情報コード解決サービス提供者

5. 1 管理対象と基本的責務

場所情報コード解決サービス提供者の管理対象は、自ら提供する場所情報コード解決サービス（その提供に必要な設備や情報資産、環境等を含む）とする。

場所情報コード解決サービス提供者は、自ら提供する場所情報コード解決サービスを正しくかつ確実に、必要な機密性を保つよう提供することに努めることを基本的な責務とし、そのために必要な対策を実施するものとする。

5. 2 実施すべき対策

場所情報コード解決サービス提供者は、本ガイドラインはもとより、以下のような基準に沿った対策を行うこと。

（民間セクタの場合）

- ・「情報セキュリティ管理基準」（平成 20 年改正版）（平成 20 年経済産業省告示第 246 号）

（公的セクタの場合）

- ・国：政府機関の情報セキュリティ対策の強化に関する基本方針（平成 17 年情報セキュリティ政策会議）
- ・地方公共団体：地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（平成 18 年総務省）

5. 2. 1 計画

(1) 場所情報コード解決サービス提供者は、サービス提供に当たり利用者保護の立場から情報リスクの分析を行い、その結果に基づき情報セキュリティポリシーや実施手順を定め、その遵守を徹底すること。

(2) 場所情報コード解決サービス提供者は、サービスの内容に応じて、大規模な自然災害等の緊急事態が発生した場合のサービス提供に関する対応計画を整備し、適切な対策を実施することが望ましい。

(3) 場所情報コード解決サービス提供者は、サービス提供が正常に実施できないことにより利用者リスクが顕在化する場合には、サービスの内容に応じて、適切な補完的手段を講じること。

5. 2. 2 運用

(1) 場所情報コード解決サービス提供者は、利用者の所在場所や移動に当たっての目的地、行動履歴情報の管理には十分留意するとともに、取り扱うデータについて、不正アクセス対策、暗号化措置等の必要な漏えい等の対策を講じること。

- (2) 場所情報コード解決サービス提供者は、大規模な自然災害に備え、設備の設置環境に留意するとともに、設備のバックアップや物理的な安全対策等の適切な対策を講じること。
- (3) 場所情報コード解決サービス提供者は、迅速な復旧が困難な事由（一定規模以上の大規模な自然災害時の位置特定インフラの移動、損傷等）により誤ったあるいは不完全な情報提供を行うおそれがある場合には、サービスの提供範囲を限定する、サービスの提供状況や注意事項をウェブサイト等により利用者に通知する等、状況に応じて利用者のリスクの軽減に考慮した情報提供を行うこと。
- (4) 場所情報コード解決サービス提供者は、サービス内容に応じて、サービスの利用に支障が出る遅延が起きないように、使用するシステムやネットワークの適切な性能を確保すること。
- (5) 場所情報コード解決サービス提供者は、蓄積、提供する情報の正確性を確保するために、誤り訂正機能の具備や定期的な人為的なチェックの実施等の対策を講じること。これらの対策や利用者、関係者からの通報により不正確な登録情報、違法情報または有害情報を発見した場合には、直ちに登録情報を訂正等することに努めるとともに、必要に応じて情報に責任のある関係者に通知すること。
- (6) 場所情報コード解決サービス提供者は、利用規約や契約約款、その他のマニュアル等で、サービス利用に伴う注意点や免責事項を、リスクコミュニケーションの一貫として、利用者に十分に説明すること。
- (7) 場所情報コード解決サービス提供者は、サービスの休止、停止が見込まれる場合には、ウェブサイト等により必ずコンテンツ・サービス提供者及び利用者に事前に通知すること。そのことを確実にするために実施手順を定めその遵守を図ること。
- (8) 場所情報コード解決サービス提供者は、位置特定インフラが撤去されて、サービスが継続提供できないことを知った場合には、ウェブサイト等により等によりサービスの中断をコンテンツ・サービス提供者及び利用者に通知すること。
- (9) 場所情報コード解決サービス提供者は、違法情報や有害情報の提供や提供の媒介をしないこと。また、その発見に努め、発見した際には当該情報を除去すること。
- (10) 場所情報コード解決サービス提供者は、個人情報の取得の際に利用目的を明示し、目的を超えた個人情報の取得・利用をしない等、個人情報の適切な取扱いに努めるよう、個人情報保護に関するガイドラインその他規範などを遵守すること。

5. 2. 3 評価・見直し

場所情報コード解決サービス提供者は、情報セキュリティ対策、個人情報保護対策の有効性について、定期的に評価（外部機関による監査の実施が望ましい）、見直しを行うこと。

6. 端末等提供者

6. 1 端末等製造・販売者

6. 1. 1 管理対象と基本的責務

端末等製造・販売者の管理対象は、自ら製造・販売する端末等の機器（製造・販売のために必要な設備や環境等を含む）とする。

端末等製造・販売者は、自ら製造・販売する機器が正しくかつ確実に機能することに努めることを基本的な責務とし、そのために必要な対策を実施するものとする。

6. 1. 2 実施すべき対策

- (1) 端末等製造・販売者は、「技術仕様（案）」に準拠した端末等を製造・販売すること。
- (2) 端末等製造・販売者は、正しく、確実に動作する機器を製造・販売するために品質管理体制を確立すること。
- (3) 端末等製造・販売者は、利用者、関係者からの通報により不正確な登録情報、違法情報または有害情報を発見した場合には、直ちに登録情報を訂正等することに努めるとともに、必要に応じて情報に責任のある関係者に通知すること。
- (4) 端末等製造・販売者は、機器利用に伴う注意点や免責事項を、マニュアル等で、リスクコミュニケーションの一貫として、利用者に十分に説明すること。
- (5) 端末等製造・販売者は、個人情報の取得の際に利用目的を明示し、目的を超えた個人情報の取得・利用をしない等、個人情報の適切な取扱いに努めるよう、個人情報保護に関するガイドラインその他規範などを遵守すること。
- (6) 端末等製造・販売者は、取り扱うデータについて、不正アクセス対策、暗号化措置等の必要な漏えい等の対策を講じること。
- (7) 端末等製造・販売者は、対策の実施状況や対策の有効性、品質管理体制について、評価（外部機関による監査の実施が望ましい）、見直しを行うこと。

6. 2 端末等レンタル事業者

6. 2. 1 管理対象と基本的責務

端末等レンタル事業者の管理対象は、端末等の機器（貸与のために必要な設備や環境等を含む）並びにその端末に保存されているアプリケーション及びデータとする。

端末等レンタル事業者は、利用者に貸与する機器が正しくかつ確実に機能することに努めることを基本的な責務とし、そのために必要な対策を実施するものとする。

6. 2. 2 実施すべき対策

- (1) 端末等レンタル事業者は、「技術仕様（案）」に準拠した端末等を調達し、利用者に貸与すること。
- (2) 端末等レンタル事業者は、正しく、確実に動作する機器を貸与するために品質管理体制を確立すること。
- (3) 端末等レンタル事業者は、蓄積、提供する情報の正確性を確保するために、誤り訂正機能の具備や定期的な人為的なチェックの実施等の対策を講じること。これらの対策や利用者、関係者からの通報により不正確な登録情報、違法情報または有害情報を発見した場合には、直ちに登録情報を訂正等することに努めるとともに、必要に応じて情報に責任のある関係者に通知すること。
- (4) 端末等レンタル事業者は、機器利用に伴う注意点や免責事項を、マニュアル等で、リスクコミュニケーションの一貫として、利用者に十分に説明すること。
- (5) 端末等レンタル事業者は、個人情報の取得の際に利用目的を明示し、目的を超えた個人情報の取得・利用をしない等、個人情報の適切な取扱いに努めるよう、個人情報保護に関するガイドラインその他規範などを遵守すること。
- (6) 端末等レンタル事業者は、取り扱うデータについて、不正アクセス対策、暗号化措置等の必要な漏えい等の対策を講じること。
- (7) 端末等レンタル事業者は、貸与端末に蓄積された行動履歴等の個人情報について、端末返却時における消去または利用停止の実施手順を定めること。
- (8) 端末等レンタル事業者は、対策の実施状況や対策の有効性、品質管理体制について、評価（外部機関による監査の実施が望ましい）、見直しを行うこと。

7. 位置特定インフラ製造者

7. 1 管理対象と基本的責務

位置特定インフラ製造者の管理対象は、自ら製造する位置特定インフラ（製造のために必要な設備や環境等を含む）とする。

位置特定インフラ製造者は、自ら製造する機器が正しくかつ確実に機能することに努めることを基本的な責務とし、そのために必要な対策を実施するものとする。

7. 2 実施すべき対策

- (1) 位置特定インフラ製造者は、「技術仕様（案）」に準拠した位置特定インフラを製造すること。
- (2) 位置特定インフラ製造者は、正しく、確実に動作する機器を製造するために品質管理体制を確立すること。
- (3) 位置特定インフラ製造者は、関係者からの通報により不正確な登録情報、違法情報または有害情報を発見した場合には、直ちに登録情報を訂正等することに努めること。
- (4) 位置特定インフラ製造者は、対策の実施状況や対策の有効性、品質管理体制について、評価（外部機関による監査の実施が望ましい）、見直しを行うこと。

参考資料

自律移動支援プロジェクト、自律移動支援システムとは

国土交通省では、身体的状況、年齢、言語等を問わず、「いつでも、どこでも、だれでも」移動等に関する情報を入手することができる環境の構築を目指し、平成 16 年度より自律移動支援プロジェクトを進めている。自律移動支援プロジェクトでは、ユビキタス技術を活用した自律移動支援システムの実現を目指し、これまで、様々な環境下での実証実験や、技術面・制度面での検討を進めてきた。

ユビキタス技術は、半導体デバイスを広く多様な対象に装着しそれを多様に活用することによって価値を創造し、我が国の国際競争力のある産業の強みをさらに発展させるものであり、活用のために多層的な研究開発が重要とされていることから、第 3 期科学技術基本計画や I T 新改革戦略等の政府計画において、2010 年度を目標として、自律移動支援システムの実用化や地域への展開を図ることとされた。

平成 20 年度版ガイドラインの前提条件

上述したように、将来の自律移動支援システムは多種多様な主体が入り組んだ複雑で超巨大なシステムとなることが想定されるが、現時点では関係する主体や役割、主体間の関係等が不明確であり、全てを想定することは極めて困難である。

そこで、平成 20 年度版ガイドライン案は、現時点で想定できる以下の前提条件に基づいて策定した。(図参照)

- ・ 関係者は「場所情報コード管理センター」「位置特定インフラ設置・管理者」「通信ネットワーク提供者」「コンテンツ・サービス提供者」「場所情報コード解決サービス提供者」「端末等提供者」「位置特定インフラ製造者」の 7 者とし、「認証かぎ発行機関」「インテリジェント基準点設置・管理者」「街角情報ステーション設置・管理者」などは対象外とする。
- ・ 「位置特定インフラ設置・管理者」は、国・地方公共団体等の公的セクタ及び民間セクタ（公共交通機関等）とする。
- ・ 「コンテンツ・サービス提供者」は、民間セクタ及び公的セクタとする。

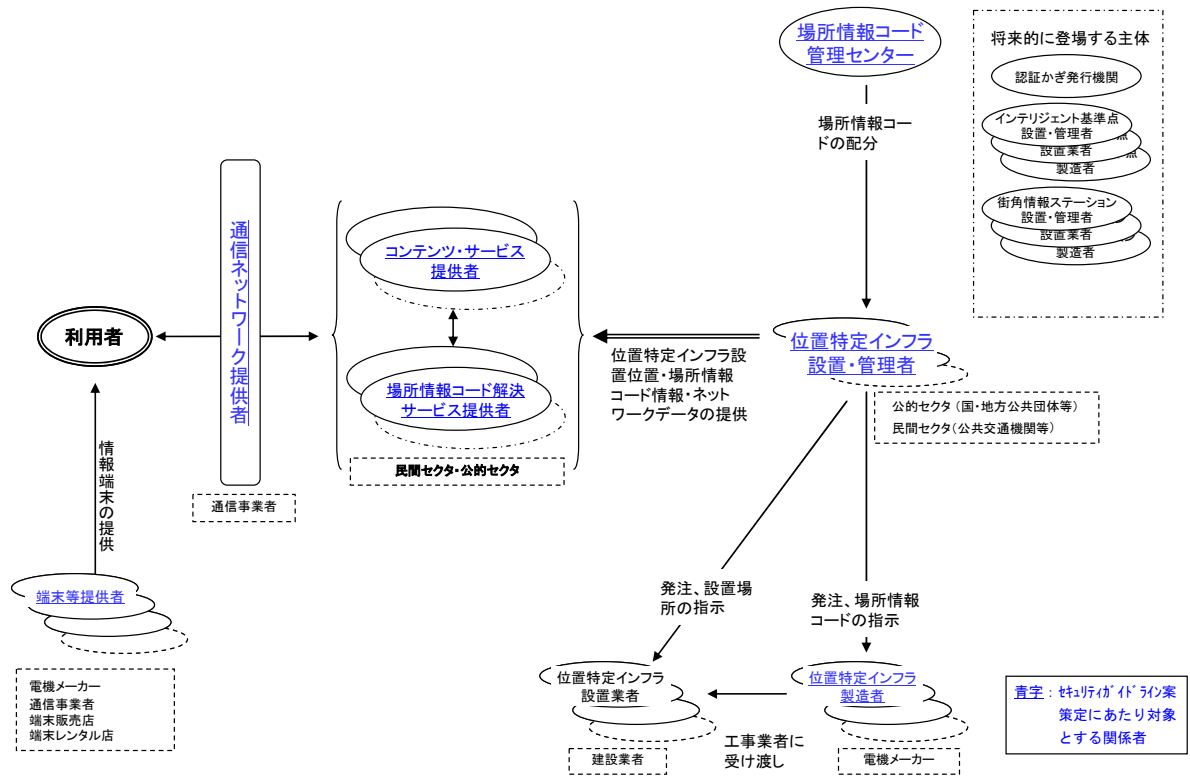


図 H20年度版ガイドライン策定的前提条件（本システム関係者の想定）